

氏名 \_\_\_\_\_

学籍番号 \_\_\_\_\_

次の10の文章の正誤を示し、正しければ番号に○を、誤っている場合には、その誤った個所に二重の取消線を引きなさい（10分間ミニテストなので理由まで書かなくても良いが理由を十分考えること）。

- 01 既に時効消滅した債権を譲り受けた者は、この債権を自働債権として、対立する自己の債務と相殺することができる。
- 02 XのYに対する1000万円の債権の履行期が2011年8月8日、YのXに対する800万円の債権の履行期が同年9月9日であり、当事者間に別段の合意がない場合、8月8日に、Xは相殺できるが、Yはできない。しかし、Yが8月8日にXから請求を受けても履行をしないまま9月9日になれば、Yも相殺を主張できるようになる。
- 03 XがYに、商品甲を300万円で売る契約を結んだ。Yには、Xに対する別件の300万円の貸金債権があり、両債権は共に弁済期が到来していた。この場合、Xの売買代金の支払い請求に対して、Yは相殺を主張することができるが、Yの貸金債権の支払請求に対して、Xは相殺を主張することができない。
- 04 X A間に相殺禁止の特約がある場合、AのXに対する債権の譲受人Yが、XのYに対する別口の債権の履行請求に対して、譲受債権による相殺を主張しても、XはYの相殺が無効であると主張することができる。
- 05 判例によれば、交差点での出会い頭の衝突事故で自動車運転者の双方が負傷し、相互に相手方に損害賠償債務を負う場合、いずれの当事者も相殺を主張することができる。
- 06 相殺の意思表示には条件や期限を付けることが許されない。相手方との特約による場合は許される。
- 07 賃貸人が賃借人の賃料不払いを理由に賃貸借契約の解除の意思表示を行ったところ、その後に賃借人が解除の意思表示前に相殺適状にあった反対債権による相殺を主張した。この場合、相殺の遡及効により債務不履行がなかったことになるので、賃貸借契約の解除は効力を生じない。
- 08 昭和45年の大法廷判決によれば、差し押さえられた受働債権と自働債権の弁済期の先後にかかわらず、差押後に相殺適状となれば、相殺を主張することができる。
- 09 賃料債権に対する抵当権者の物上代位と、賃借人による相殺の優劣は、差押えと相殺に関する昭和45年の大法廷判決に従い、差押えと自働債権の取得時期の先後によって決まる。
- 10 判例によれば、抵当権の物上代位に基づく賃料債権の差押えが行われた場合、賃借人は、その後に賃貸借契約を合意解約して賃借建物から退去し敷金返還請求権を取得することになっても、退去前に敷金返還請求権による相殺を主張することはできず、退去後も、退去前に生じた未払賃料債務全額を抵当権者に支払わなければならない。